

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

目 次

公 告

- 令和 3 年度において静岡市が発注する物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 令和 3 年度において静岡市が発注する地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける委託契約等に係る競争入札参加者に必要な資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

公 告

公 告

令和 3 年度において静岡市が発注する物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格について、静岡市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成17年静岡市規則第87号）第 2 条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 4 月 1 日

静岡市長 田 辺 信 宏

第 1 物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いに係る営業種目

大分類	営業種目 コード	営業種目
印刷	1-1	一般印刷
	1-2	製本
	1-3	地図印刷・航空写真
	1-4	青写真・マイクロフィルム
	1-5	その他（印刷類）

図書	2-1	一般図書
	2-2	その他（図書類）
事務用品・家具	3-1	一般事務用品
	3-2	用紙類
	3-3	OA機器・ソフトウェア
	3-4	事務機器・家具類
	3-5	その他（事務用品・家具類）
教育用品	4-1	学校教材・保育用品
	4-2	スポーツ用品
	4-3	給食用器材
	4-4	楽器・音楽用品類
	4-5	その他（教育用品類）
日用品	5-1	雑貨・家庭用品
	5-2	清掃器材
	5-3	寝具
	5-4	その他（日用品類）
被服	6-1	被服
	6-2	靴・履物
	6-3	その他（被服類）
室内装飾	7-1	シート・カーテン
	7-2	建具・たたみ
	7-3	その他（室内装飾類）
薬品	8-1	医療用薬品
	8-2	工業用薬品
	8-3	その他（薬品類）
医療・衛生	9-1	衛生消毒材料
	9-2	医療用機器
	9-3	介護用品
	9-4	その他（医療・衛生類）
記念品	10-1	記章・トロフィー

	10-2	イベント用品
	10-3	その他（記念品・イベント用品類）
看板・プレート	11-1	広告看板
	11-2	標識・標示板
	11-3	その他（看板・旗・プレート類）
電気製品	12-1	一般電気製品
	12-2	通信関係機器
	12-3	その他（電気製品類）
精密機器	13-1	カメラ・視聴覚機器
	13-2	理化科学試験研究機器
	13-3	測定・分析機器・度量衡機器
	13-4	その他（精密機器類）
機械器具	14-1	ボイラー・原動機
	14-2	建設土木・運搬機械
	14-3	水処理装置
	14-4	空調機・冷凍機
	14-5	ガス器具・石油機器
	14-6	厨房機器
	14-7	焼却装置
	14-8	その他（機械器具類）
輸送機器	15-1	自動車販売
	15-2	自動車修理・板金塗装
	15-3	自転車・オートバイ
	15-4	産業車両
	15-5	船舶・航空機（部品含む。）
	15-6	自動車部品・用品
	15-7	その他（輸送機器類）
燃料	16-1	石油製品
	16-2	気体燃料

	16-3	各種高圧ガス
	16-4	その他（燃料類）
食料品・茶	17-1	食料品・茶
農業・園芸資材	18-1	生花・園芸資材
	18-2	その他（農業・園芸資材類）
動物・飼料	19-1	飼料
	19-2	動物
	19-3	その他（動物用品類）
消防・防災	20-1	消防自動車・ポンプ
	20-2	消防設備・消火器
	20-3	安全衛生保護具
	20-4	防災用品
	20-5	その他（消防・防災用品類）
一般資材	21-1	セメント・二次製品・生コンクリート
	21-2	道路舗装材
	21-3	建築資材・電設資材
	21-4	その他（一般資材類）
上下水道用資材	22-1	上下水道用材料
	22-2	水道メーター
	22-3	鉄蓋類
	22-4	濾過材
	22-5	その他（上下水道用資材類）
再資源買受	23-1	金属くず買受
	23-2	自動車スクラップ買受
	23-3	古紙買受
	23-4	中古車買受
	23-5	その他（再資源）買受

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

静岡市が発注する物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有するものは、1年以上引き続きそ

の営業を行っている者（物品の売却にあつては、この限りでない。）であるほか、次の表の左欄に掲げる契約の予定金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める等級に格付された者とする。

物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いに係る契約1件の予定金額	等級
制限なし	A
300万円以下	B
200万円以下	C

第3 格付の評価項目及び審査基準

等級の格付を行う場合の評価項目は、次に掲げるところにより行うものとし、物品の製造の請負に係るものについては別表1に、物品の買入れ又は売払いに係るものについては別表2に掲げるところにより審査し、数値を付与したうえ格付する。

1 販売等の年間平均実績高

契約の種類ごとに、競争入札参加資格審査申請日（以下「申請日」という。）の直前2年間の年間平均販売等の実績金額

2 経営規模

申請日の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（個人にあつては次年度繰越純資本金の額をいう。）及び営業に必要な機械、工具、備品等の生産設備の現存価格（物品の製造の請負に係るものに限る。）

3 流動比率

直前決算における流動資産を流動負債で除したものに100を乗じて得た数値

4 営業年数

申請日の前日までの営業年数

第4 競争入札参加資格審査を申請することができない者

1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

2 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていない者

3 1年以上引き続きその営業を行っていない者（静岡市が売却する物品を買い受ける業種についてはこの限りでない。）

第5 競争入札参加資格審査申請の方法

1 申請書類等の入手方法

(1) 静岡市財政局財政部契約課において交付する（静岡市契約課ホームページからのダウンロードも可能）。

- (2) 郵送にて入手を希望する者は、A 4 判の用紙が入る返信用封筒に返送先住所、会社名等を記入し、210円分の切手を貼ったものを同封して静岡市財政局財政部契約課宛て請求すること。

2 申請の受付

(1) 受付期間

随時（静岡市の休日を定める条例（平成15年静岡市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たる日を除く。）

(2) 受付時間等

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 受付場所

静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所 静岡庁舎10階 財政局財政部契約課（物品調達係）

(4) 郵送又は持参により提出すること。

3 申請に係る提出書類

(1) 法人 別表3のとおり

(2) 個人 別表4のとおり

4 申請に係る提出書類の作成に使用する言語等

- (1) 物品競争入札参加資格審査申請書及び添付書類のうち、静岡市の様式による書類については、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

- (2) 物品競争入札参加資格審査申請書以外の添付書類等のうち、金額欄については、申請日における外国貨幣換算率（出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の規定により定められたものをいう。）により日本国通貨に換算し、記載すること。

5 その他

- (1) 詳細は「令和2・3年度物品競争入札参加資格審査申請（随時）の御案内」によること。

- (2) 「令和2・3年度物品競争入札参加資格審査申請（随時）の御案内」及び申請書類等は、静岡市ホームページからダウンロード可能

第6 競争入札参加資格審査結果の通知

等級の格付を決定したときは、速やかに当該申請者に通知する。

第7 競争入札参加資格の有効期間

格付の決定がなされた日の翌日から令和 4 年 3 月 31 日まで

第 8 照会先

郵便番号 420-8602

静岡市葵区追手町 5 番 1 号

静岡市財政局財政部契約課物品調達係

電話 054-221-1347

別表1

物品の製造の請負に係る評価項目及び審査基準

1 総合評価

等級	総合数値
A	80点以上
B	70点以上80点未満
C	70点未満

2 製品の年間平均実績高の付与数値

数値	実績高	数値	実績高
55	1億円以上	40	500万円以上1,000万円未満
50	5,000万円以上1億円未満	35	100万円以上500万円未満
45	1,000万円以上5,000万円未満	30	100万円未満

3 自己資本額の付与数値

数値	自己資本額	数値	自己資本額
10	5,000万円以上	4	100万円以上500万円未満
8	1,000万円以上5,000万円未満	2	100万円未満
6	500万円以上1,000万円未満		

4 生産設備の額の付与数値

数値	生産設備の額	数値	生産設備の額
15	5,000万円以上	6	100万円以上500万円未満
12	1,000万円以上5,000万円未満	3	100万円未満
9	500万円以上1,000万円未満		

5 流動比率の付与数値

数値	流 動 比 率	数値	流 動 比 率
10	95%以上	4	60%以上70%未満
8	80%以上95%未満	2	60%未満
6	70%以上80%未満		

6 営業年数の付与数値

数値	営 業 年 数	数値	営 業 年 数
10	10年以上	4	5年未満
7	5年以上10年未満		

別表2

物品の買入れ又は売払いに係る評価項目及び審査基準

1 総合評価

等級	総合数値
A	80点以上
B	70点以上80点未満
C	70点未満

2 商品の年間平均実績高の付与数値

数値	実績高	数値	実績高
65	1億円以上	50	500万円以上1,000万円未満
60	5,000万円以上1億円未満	45	100万円以上500万円未満
55	1,000万円以上5,000万円未満	40	100万円未満

3 自己資本額の付与数値

数値	自己資本額	数値	自己資本額
15	5,000万円以上	6	100万円以上500万円未満
12	1,000万円以上5,000万円未満	3	100万円未満
9	500万円以上1,000万円未満		

4 流動比率の付与数値

数値	流動比率	数値	流動比率
10	95%以上	4	60%以上70%未満
8	80%以上95%未満	2	60%未満
6	70%以上80%未満		

5 営業年数の付与数値

数値	営 業 年 数	数値	営 業 年 数
10	10年以上	4	5年未満
7	5年以上10年未満		

別表3

提出書類（法人）一覧表

番号	書類の名称	書類の説明等	提出対象者
1	物品競争入札参加資格審査申請書（市の指定用紙）	申請者欄の印は、法務局に登録してある会社の実印を押印してください。	全員
2	静岡市物品競争入札参加資格審査調書(市の指定用紙)		全員
3	委任状 （市の指定用紙）	入札・見積・契約の締結を特定の代理人に年間を通じ委任する場合のみ提出してください。 例) 本社・本店等から支店・営業所等へ委任する場合など	該当する場合のみ
4	印鑑証明書 （コピー可、縮小・拡大は不可）	法務局が証明するもの	全員
5	登記事項証明書 （コピー可）	申請地の法務局が証明するもの	全員
6	納税証明書 （コピー可）	① 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 （「その3又はその3の3：未納税額のない証明」 税務署発行のもの）	全員
		② 法人市民税納税証明書 （決算期により証明される直近2年度分。静岡市に納めたもの）	静岡市に
		③ 固定資産税（償却資産を含む。）の納税証明書（静岡	

		市に納めた直近2年度分。 申請時点において納期到来分は完納していること。代表者の個人名義の資産に課税されているものは不要)	納税義務のある方のみ
7	財務諸表 (コピー可)	申請日の直前2年間分の決算時における貸借対照表、損益計算書	全員
8	会社案内書等	会社等の営業内容・事業内容等を示したもの	作成している場合のみ
9	営業許可証等の写し	官公庁の許可、認可がないと営業ができない業種の場合	該当する場合のみ
10	印刷設備明細書 (市の指定用紙)	営業種目コード1-1、1-2、1-3、1-4で申請する場合	該当する場合のみ
11	車両整備機器明細書 (市の指定用紙)	営業種目コード15-2の自動車修理で申請する場合 ※修理中の車両災害保険加入証明書又は保険証書の写しを必ず添付	該当する場合のみ
12	暴力団排除に関する誓約書兼同意書・別紙役員等氏名一覧 (市の指定用紙)	誓約者は、この表「1物品競争入札参加資格審査申請書」の申請者と同じになります。	全員
13	受付済証(控) (市の指定用紙)	商号又は名称を2箇所記入してください。	全員
14	法人番号通知書の写し	国税庁からの通知書の写し	全員

15	封筒（長形3号又は4号）	受付済証の送付用。84円切手を貼付し、宛先明記したもの	全員
----	--------------	-----------------------------	----

■ 事業協同組合等（上記提出書類のほか、下記1～3も提出すること。）

1	組合定款（コピー可）		全員
2	組合員役員名簿（コピー可）		全員
3	組合員名簿（コピー可）		全員

※注意 各証明書及び謄本は、申請書提出日前3か月以内に証明されたものを提出してください。
納税証明書に滞納がある場合は、申請書類の受理はできません。

別表 4

提出書類（個人）一覧表

番号	書類の名称	書類の説明等	提出対象者
1	物品競争入札参加資格審査申請書（市の指定用紙）	申請者欄の印は、市区町村に登録してある事業主の実印を押印してください。	全員
2	静岡市物品競争入札参加資格審査調書（市の指定用紙）		全員
3	委任状 （市の指定用紙）	入札・見積・契約の締結を特定の代理人に年間を通じ委任する場合のみ提出してください。	該当する場合のみ
4	印鑑証明書 （コピー可、縮小・拡大は不可）	市区町村長が証明するもの	全員
5	登記事項証明書 （コピー可）	「登記されていないことの証明」（成年被後見人、被保佐人であることの記録がない旨を証するもの）は、東京法務局が証明するもの	全員
6	身分証明書 （コピー可）	本籍地の市区町村長が証明するもの	全員 ※外国人の方は除く。
7	納税証明書 （コピー可）	① 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 （「その3：未納税額のない証明」税務署発行のもの）	全員
		② 市民税の納税証明書 （静岡市に納めた直近2年度分。申請時点において納期到来分は完納していること。）	静岡市に納税義務のある方のみ
		③ 固定資産税の納税証明書（静岡市に納めた直近2年度分。申請時	

		点において納期到来分は完納していること。)	
8	財務諸表 (コピー可)	前年分、前々年分所得税青色申告決算書(一般用)の貸借対照表及び損益計算書、青色申告以外の方は確定申告書又は市県民税申告書等	全員
9	営業案内書等	営業内容・事業内容等を示したものの	作成している場合のみ
10	営業許可証等の写し	官公庁の許可、認可がないと営業ができない業種の場合	該当する場合のみ
11	印刷設備明細書 (市の指定用紙)	営業種目コード1-1、1-2、1-3、1-4で申請する場合	該当する場合のみ
12	車両整備機器明細書 (市の指定用紙)	営業種目コード15-2の自動車修理で申請する場合 ※ 修理中の車両災害保険加入証明書又は保険証書の写しを必ず添付	該当する場合のみ
13	暴力団排除に関する誓約書兼同意書・別紙役員等氏名一覧 (市の指定用紙)	誓約者は、この表「1物品競争入札参加資格審査申請書」の申請者と同じになります。	全員
14	受付済証(控) (市の指定用紙)	商号又は名称を2箇所記入してください。	全員
15	封筒(長形3号又は4号)	受付済証の送付用。84円切手を貼付し、宛先明記したもの	全員

※注意 各証明書及び謄本は、申請書提出日前3か月以内に証明されたものを提出してください。
納税証明書に滞納がある場合は、申請書類の受理はできません。

公 告

令和 3 年度において静岡市が発注する地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける委託契約等に係る競争入札参加者に必要な資格について、静岡市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 17 年静岡市規則第 87 号）第 2 条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 4 月 1 日

静岡市長 田 辺 信 宏

第 1 委託契約等の種類

- 1 建設工事の請負
- 2 建設業関連業務の委託
- 3 建築物環境衛生管理業務の委託

建築物環境衛生管理監督業務

建築物清掃業務

建築物空気環境測定業務

建築物飲料水貯水槽清掃業務

建築物ねずみ・昆虫等防除業務

- 4 警備業務（機械警備業務を除く。以下同じ。）の委託
- 5 消防用設備等保守点検業務の委託
- 6 電算業務の委託
- 7 下水道処理施設維持管理業務の委託
- 8 下水汚泥処理業務の委託
- 9 電力供給業務
- 10 都市ガス供給業務
- 11 物件（動産（現金及び有価証券を除く。以下同じ。）及び著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 10 号の 2 に規定するプログラムをいう。）の借入れ

第 2 建設工事の請負契約に係る競争入札参加者に必要な資格等

- 1 競争入札参加資格

建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下第 2 において「競争入札参加資格」という。）は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）

に定める建設工の種類ごとに認定する。

(競争入札参加者に必要な資格)

(1) 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

ア 競争入札に参加しようとする建設工事に係る建設業について法第 3 条の許可を受けていること。

イ 競争入札に参加しようとする建設工と同一種類の建設工について、法第 27 条の 23 第 1 項の規定による審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。

ウ 競争入札に参加しようとする建設工と同一種類の建設工について、経営事項審査の申請を行う日の直前 1 年の営業年度の期間内において完成させた実績があり、かつ、当該営業年度の終了の日まで引き続き 1 年以上建設業を営んでいること。

エ 静岡市税（法人にあっては法人市民税及び固定資産税、個人にあっては個人市民税及び固定資産税に限る。）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

オ 次の（ア）から（ウ）の届出の義務をすべて履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）。)

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

(競争入札参加資格の認定)

(2) 競争入札参加資格の認定は、提出された申請書類等に基づき、随時に行うものとする。

(3) 市長は、(2) の認定を行ったときは、速やかにその旨を当該建設業者に通知するものとする。

(資格の有効期間)

(4) 競争入札参加資格の有効期間は、認定の日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

2 建設工事入札参加資格審査申請書の提出の時期、方法等

(1) 提出時期 随時

(2) 提出場所 静岡市葵区追手町 5 番 1 号

静岡市役所静岡庁舎新館 10 階 財政局 財政部 契約課（工事契約第 1 係、工事契約第 2 係）

(3) 提出方法 提出場所へ郵送等

(4) 提出部数 1 部

(5) 提出書類

- ア 建設工事入札参加資格審査申請書
 - イ 工事経歴書
 - ウ 営業所一覧
 - エ 経営事項審査の総合評定値通知書の写し
 - オ 申請者が法人である場合においては登記事項証明書（申請者が公益法人等である場合においては、定款又は寄附行為）、個人である場合においては身分証明書及び後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書（成年被後見人等であることの記録がない旨を証するもの）
 - カ 静岡市内に営業所を有する者である場合は、静岡市に納めた市民税及び固定資産税に係る納税証明書、又は法人設立・設置・転入届出書
 - キ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
 - ク 法上の主たる営業所以外の営業所の長に契約締結等の権限を委任する場合にあっては、当該委任状及び委任先の許可工種が記載された建設業許可申請書別表の写し
 - ケ 静岡市内に法令上の主たる営業所を有する者である場合は、次の書類
 - (ア) 役職員名簿
 - (イ) 技術者一覧表
 - (ウ) 工種別技術者数
 - (エ) 営業所専任技術者一覧表
 - コ その他市長が必要があると認める書類
- (6) 提出書類の作成に使用する言語等
- ア 申請書及び添付書類のうち、静岡市の様式による書類については、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。
 - イ 添付書類等のうち、金額欄については、申請日における外国貨幣換算率（出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の規定に定められたものをいう。）により日本国通貨に換算し、記載すること。
- 3 資格の認定の取消し
- 市長は、競争入札参加資格を有する者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4若しくは第167条の11第1項に該当する者となったとき、不正の手段により当該資格の認定を受けたと認められるとき、又は法第3条の許可が失効し、若しくは取り消されたときは、当該資格を取り消し、その者にその旨を通知する。

第3 建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格等

(業種区分)

1 建設業関連業務の委託契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる業種ごとに認定する。

(1) 測量

(2) 建築関係建設コンサルタント業務（土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事の調査、企画、立案若しくは助言を行う業務（以下第3において「建設コンサルタント業務」という。）のうち建築に関するものをいう。）

(3) 土木関係建設コンサルタント業務（建設コンサルタント業務のうち土木に関するものをいう。）

(4) 地質調査業務

(5) 補償関係コンサルタント業務

(競争入札参加資格)

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

(1) 静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）第4条第1項に規定する要件を備えていること。ただし、営業に関して法律上登録等を受けていることが必要とされる建設業関連業務について当該登録等を受けていない者は、競争入札参加資格を有しないものとする。

(2) 競争入札に参加しようとする1の(1)から(5)の業種と同一種類の業種について、当該申請日の直前1年の営業年度の期間内において完成させた実績があること。

(3) 静岡市税（法人にあつては法人市民税及び固定資産税、個人にあつては個人市民税及び固定資産税に限る。）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(競争入札参加資格の認定)

3 競争入札参加資格の認定は、提出された申請書類等に基づき、随時に行うものとする。

4 市長は、3の認定を行ったときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(資格の有効期間)

5 競争入札参加資格の有効期間は、認定の日の翌日から令和4年3月31日までとする。

6 建設業関連業務入札参加資格審査申請書の提出の時期、方法等

(1) 提出時期 随時

(2) 提出場所 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所静岡庁舎新館10階財政局財政部契約課（工事契約第1係、工事

契約第 2 係)

- (3) 提出方法 提出場所へ郵送等
- (4) 提出部数 1 部
- (5) 提出書類
- ア 建設業関連業務入札参加資格審査申請書
 - イ 業態調書
 - ウ 測量等実績調書
 - エ 技術者経歴書
 - オ 営業所一覧
 - カ 申請者が法人である場合においては登記事項証明書（申請者が公益法人等である場合においては、定款又は寄附行為）、個人である場合においては身分証明書及び後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書（成年被後見人等であることの記録がない旨を証するもの）
 - キ 営業に関し、法律上必要とされる登録等を受けていることを証する書類
 - ク 当該申請日の直前1年又は2年の各営業年度の貸借対照表及び損益計算書
 - ケ 静岡市内に営業所を有する者である場合は、静岡市に納めた市民税及び固定資産税に係る納税証明書、又は法人設立・設置・転入届出書
 - コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
 - サ 本社、本店以外の営業所の長に契約締結等の権限を委任する場合にあっては、当該委任状
 - シ その他市長が必要があると認める書類
- (6) 申請者が次のアからウまでに掲げる者であるときは、(5)のウからカまでに掲げる書類に代えて当該アからウまでに掲げる書類を提出することができる。
- ア 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条に規定する登録簿に登録を受けた者
建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し
 - イ 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条に規定する登録簿に登録を受けた者
地質調査業者登録規程第7条に規定する現況報告書の写し
 - ウ 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条に規定する登録簿に登録を受けた者

補償コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し

(7) 提出書類の作成に使用する言語等

ア 申請書及び添付書類のうち、静岡市の様式による書類については、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

イ 添付書類等のうち、金額欄については、申請日における外国貨幣換算率（出納官吏事務規程第16条の規定により定められたものをいう。）により日本国通貨に換算し、記載すること。

(資格の認定の取消し)

7 市長は、競争入札参加資格を有する者が地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11第1項に該当する者となったとき、又は不正の手段により当該資格の認定を受けたと認められるときは、当該資格を取り消し、その者にその旨を通知する。

第4 建築物環境衛生管理業務、警備業務、消防用設備等保守点検業務、電算業務、下水道処理施設維持管理業務及び下水汚泥処理業務の委託、電力供給業務及び都市ガス供給業務並びに物件の借入れ契約に係る競争入札参加者に必要な資格等

1 競争入札に参加する者に必要な資格

静岡市が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

(1) 1年以上引き続きその営業を行っていること。

(2) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けていること。

(3) 事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合をいう。以下同じ。）である場合は、官公需の受注に係る適格組合証明を受けていること。

2 競争入札参加資格審査を申請できない者

(1) 1年以上引き続きその営業を行っていない者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

(3) 許認可等を受けていない者

3 申請の方法

競争入札参加資格申請書の提出の時期、方法等は、次のとおりとする。

(1) 提出時期 随時

- (2) 提出場所 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市役所静岡庁舎新館10階財政局財政部契約課（企画係）
- (3) 提出方法 提出場所へ郵送等
- (4) 提出部数 1部
- (5) 提出書類
- ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 競争入札参加資格審査調書
 - ウ 委任状（委任関係がある場合に限る。）
 - エ 使用印鑑届
 - オ 印鑑証明書
 - カ 営業所一覧表
 - キ 申請者が法人である場合にあつては登記事項証明書（申請者が公益法人等である場合においては、定款又は寄附行為）、個人である場合にあつては身分証明書及び後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書（成年被後见人等であることの記録がない旨を証するもの）
 - ク 許認可等を受けていることを証する書類
 - ケ 申請者が法人である場合にあつては、当該申請日の直前2年の各営業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人である場合にあつては、当該申請日の直前2年の各営業年度の貸借対照表及び損益計算書（引き続き営業を行っている期間が2営業年度の決算を経るに満たない申請者は、直前1年の各書類を提出すること。）
 - コ 静岡市に納付した市民税及び固定資産税並びに消費税及び地方消費税に係る納税証明書
 - サ 業務別調書
 - シ 建築物環境衛生管理業務に係る申請で、申請する業務に応じ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項に規定する都道府県知事の登録を受けている場合にあつては、登録証明書の写し
 - ス 建築物環境衛生管理監督業務に係る申請にあつては、建築物環境衛生管理技術者免状の写し
 - セ 消防用設備等保守点検業務に係る申請にあつては、消防設備士及び消防設備点検資格者免状の写し

- ソ 下水道処理施設維持管理業務の申請にあつては、下水道処理施設維持管理者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に規定する下水道処理施設維持管理者登録を証する書類
- タ 下水汚泥処理業務に係る申請にあつては、申請する業務の内容に応じ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する汚泥の産業廃棄物処分業許可証の写し
- チ 電力供給業務に係る申請にあつては、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2により、経済産業大臣の登録を受けた小売電気事業者であることを証する書類の写し
- ツ 都市ガス供給業務に係る申請にあつては、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条により、経済産業大臣の登録を受けた小売電気事業者であることを証する書類の写し
- テ その他市長が必要があると認める書類
- (6) 申請者が事業協同組合である場合の提出書類
- 申請者が事業協同組合である場合は、前号に掲げるもののほか、次の書類を提出すること。
- ア 官公需適格組合証明書の写し
- イ 定款
- ウ 官公需共同受注規約
- エ 役員名簿
- オ 組合員名簿
- カ 事業協同組合設立許可の証明書
- キ 組合員の財務諸表等
- (7) 提出書類の作成に使用する言語等
- ア 申請書及び添付書類のうち、静岡市の様式による書類については、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。
- イ 添付書類等のうち、金額欄については、申請日における外国貨幣換算率（出納官吏事務規程第16条の規定により定められたものをいう。）により日本国通貨に換算し、記載すること。
- 4 競争入札参加資格の有効期間

認定の日の翌日から令和4年3月31日まで

第5 その他

この公告に定めるもののほか、入札参加者に必要な資格は、静岡市が発注する建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格（平成17年静岡市告示第43号）及び静岡市が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成15年静岡市告示第46号）の定めるところによる。